三〜十(略)	国際基準第十五の附属書二の規定に適合する方式による表示書一の規定に適合する方法による消毒が行われ、かつ、当該物検疫措置に関する国際基準第十五(ISPM十五)の附属	植物検疫惜置に関する委員 ては、生産国において国際 利量材 ノーニ シュ	、漬蔵坂、パレツトカラー、スキツドそレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロ	二 木材こん包材(加工又は処理が行われていない木材を用い一(略)	ない。	改正後
三~十(略)	ものに限る。)	消毒が行われ、かつ、別記様式によ 材にあつては、生産国において別表	a、漬懴坂、ペレツトカラー、スキツドそハレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロ	二 木材こん包材(加工又は処理が行われていない木材を用い 一(略)	ない。第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当し(検疫の対象とならない植物)	現行

				ı
			[削る]	
				改正
				後
		ı		
	型		六	
	以三	立 ラ 位 薬 注 () か メ 毎 グ 単 加 間 処 1		
	対 分 - 上五		<u>は</u> 私包材の生産国における消毒方法の基準 [第六条]	
	- 上五)		における消	現
		間後 間後 間後 間後 間後 間後	5毒方法の	行
1 / 1 -		後 時 一	基準〔第	
	=======================================	間 二 後 時 二 間 四	六条〕	
に 実施 間 で 表施 する る こと。	と。 中心温度は木材		商安	

改 正 後	駅
[型の] 以 旧 後	T
	(2) 恒久的であり、かつ、取り外せない方法で付されていること。 (3) 目に見える位置に配置され、可能な限り木材こん包材の1面と反対側の1面の少なくとも2面に付されていること。 (4) 赤色及びオレンジ色は、使用を避けること。